

平成26年度  
武蔵野市第三次男女共同参画計画  
(平成26～30年度)  
推進状況調査報告書

武蔵野市

## はじめに

武蔵野市では、男女共同参画計画を推進するとともに、関係部課相互間の事務の連携を図るために、武蔵野市男女共同参画庁内推進会議を設置しています。

この会議は、副市長を議長とし、関係部長(右表参照)により構成され、今年度は6月29日に開催されました。

本報告書は、この会議に提出された武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書をまとめたものです。

平成27年8月

## 目次

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| 1. 武蔵野市第三次男女共同参画計画施策の体系図     | P 1  |
| 2. 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書  | P 2  |
| 3. 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況 | P 29 |
| 4. 都区市町村の議会・委員会等の女性比率の比較     | P 32 |
| 5. 武蔵野市の職員の女性比率              | P 33 |

「**継続**」 前計画から引き続き行っていく事業。レベルを落とすことなく推進していきます。

「**充実**」 前計画に位置づけられていた事業で、計画期間である5年間に、内容を充実していくものです。

「**新規**」 今回の第三次男女共同参画計画から、新しく取り組む事業です。

※武蔵野市第三次男女共同参画計画に基づいて作成しています。

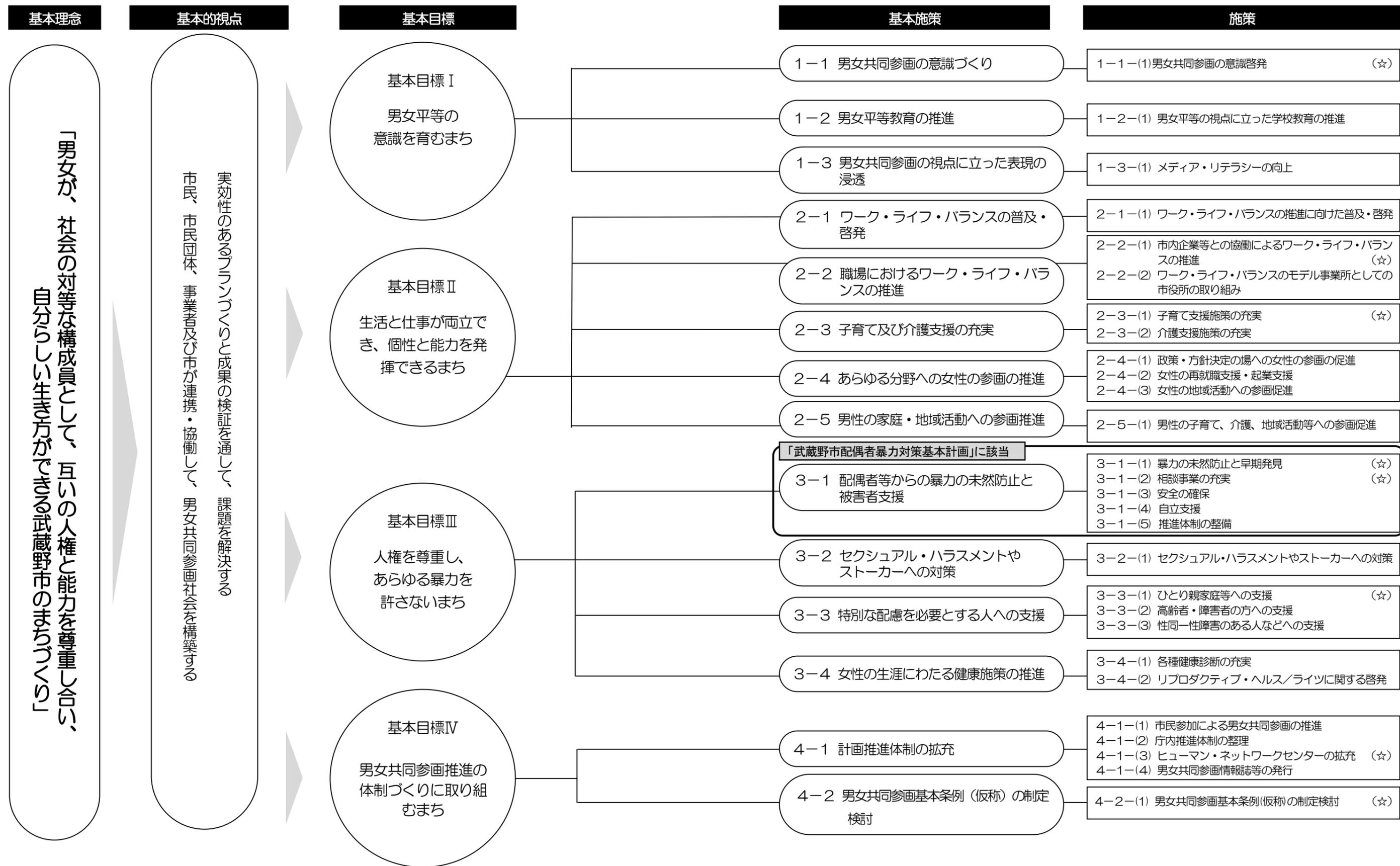
## 武蔵野市男女共同参画庁内推進会議

市民部を担任する副市長(議長)  
総合政策部長  
総務部長  
市民部長  
市民部市民活動推進担当部長  
健康福祉部長  
子ども家庭部長  
教育部長

## 幹事会

市民部市民活動担当部長(幹事長)  
人事課長  
生活経済課長  
市民活動推進課長  
市民活動推進課男女共同参画担当課長  
地域支援課長  
高齢者支援課長  
健康課長  
子ども政策課長  
子ども育成課長  
子ども家庭支援センター所長  
児童青少年課長  
指導課長  
生涯学習スポーツ課長

# 1. 武蔵野市第三次男女共同参画計画の体系図 ( 印は重要施策 )



2. 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書

**【評価基準について】**  
 < 主管課の自己評価 >  
 A: 順調または目標達成  
 B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要  
 C: 検討が必要  
 D: 実施せず

基本目標								
基本施策								
施策								
事業名	事業概要	区分	主管課	平成26年度事業予定	平成26年度事業実績	評価	平成27年度事業予定	

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち（新規:1/継続:8/充実:3）

基本施策1 男女共同参画の意識づくり								
(1) 男女共同参画の意識啓発(☆)								
1	男女共同参画意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女共同参画意識を醸成するため、武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、ヒューマン・ネットワークセンターなどの各種講座を開催する。	継続	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業などの各種講座を開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講座、武蔵野地域五大学共同教養講座1講座などを開催した。	A	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。
				男女共同参画担当	ヒューマンネットワークセンター及び男女共同参画市民協議会事業委託により計画の課題に沿った各種講座を開催する。	ヒューマン・ネットワークセンター及び男女共同参画市民協議会により、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し男女平等意識の啓発を行った。また子育てフェスティバルにパネル展示で参加した。(12企画16講座延663人参加、託児103人)。	B	ヒューマンネットワークセンター及び市民協議会事業委託により計画の課題に沿った託児付講座を開催する。
2	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画関係団体と市民で構成する実行委員会を組織し、男女共同参画社会実現のための週間事業を実施する。	充実	男女共同参画担当	男女共同参画週間事業実行委員会に事業委託し、啓発活動と団体間ネットワーク化を図るため、6月21日～29日まで講演会・映画上映会・パネル展示など事業を行う。	実行委員会形式の第2回フォーラムにおいて、市民の関心の高い講座等が企画・実施され、意識啓発と団体間の交流が深まった。男女共同参画関係団体の新規参加等が課題である。(9事業、延734人参加)。	B	男女共同参画週間事業実行委員会を設置し、啓発活動と団体間ネットワーク化を図るため、6月20日～7月6日まで講演会・映画上映会・パネル展示など事業を行う。企画の公募や子育て世代向けの講座等を新たに実施予定。
3	国際的理解を深めるための取り組み	先進諸国の女性の地位向上に関する取り組みを周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	継続	男女共同参画担当	男女共同参画登録団体補助制度を活用し、国際協力を行う団体を支援する。26年度予定2団体。	国際協力を行う2団体に対し団体補助を行い支援した。また、12月には途上国の女の子の現状を描いた映画上映会を開催し92名が参加した。	B	男女共同参画フォーラムの中で、イスラムの視点からジェンダーをとらえる講演会、映画上映会を実施予定。

4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動にあわせ、図書館での特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	新規	図書館	11月の女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、特設コーナーを設置し、周知、啓発に努めるよう検討する。	武蔵野プレイス等で開催したDV防止パネル展にあわせ、プレイス及び中央図書館でミニ展示として実施した(45冊を展示)。	A	前年度と同内容の実施を予定。
5	「まなこ」「そよ風」の発行	男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性が活用できるよう検討する。	充実	男女共同参画担当	第三次計画の課題に沿ったテーマについて、『まなこ』を年3回、『そよ風』年3回発行する。	『まなこ』は、「人権」をテーマに母娘関係・多様な性・パートナーシップを特集した。『まなこ』の専門性を高めるため、ヒューマン・ネットワークセンター専門職員の編集会議参加を行った。『そよ風』は講座報告を中心に発行した。	B	第三次計画の課題に沿ったテーマについて、『まなこ』を年3回、『そよ風』年3回発行する。発行時期を合わせるにより、さらなる周知を図る。

## 基本施策2 男女平等教育の推進

### (1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	継続	指導課	人権教育の全体計画、年間指導計画に男女平等教育の視点を入れ、道徳教育や総合的な学習の時間、特別活動の時間を通して、男女平等教育を推進する。	人権教育の視点を踏まえ、各教科等で計画的に、男女平等教育を行った。	B	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。
7	人権尊重教育の推進	人権教育推進委員会において人権教育に関する指導資料等を作成し、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	指導課	計画的に人権教育推進委員会を開催し、人権に関わる施設等へのフィールドワークや人権教育の視点を教科等に生かした授業研究を行う。また、その結果をまとめた研究報告書を作成して全小中学校に配布し、活用を図る。	年間5回人権教育推進委員会を開催し、人権に関わる施設等へのフィールドワークや人権教育の視点を教科等に生かした授業研究を行った。年度末にその成果をまとめた研究報告書を作成して全小中学校に配布した。	B	市内各校1名ずつの教員を委員とした人権教育推進委員会を開催し、研修や授業研究等を計画的に行う。また、その成果をまとめた研究報告書を作成して全校に配布する。
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、キャリア教育として望ましい職業観・勤労観を育成する。	継続	指導課	キャリア教育として、望ましい職業観や、個性尊重、自己理解、他者理解等の大切さについての指導を行う。また、全中学校第2学年で職場体験学習を計画的に実施する。	進路指導担当会で望ましい職業観や、個性尊重、自己理解、他者理解等の大切さをテーマにした研修会を行った。全中学校第2学年で3日間の職場体験学習を実施した。	B	小・中学校全校で9年間を見通してキャリア教育全体計画を作成し、児童・生徒の基礎的・汎用的能力の育成を図る。引き続き全中学校の第2学年で男女の固定的役割にとらわれない職場体験学習を実施する。
9	教職員への研修の充実	教職員に対し男女共同参画についての理解を深めるため、研修を充実させる。	継続	指導課	各学校で東京都教育委員会作成の人権教育プログラムを活用した校内研修会を計画的に実施する。また、全小中学校の管理職及び主幹教諭等が東京都教育委員会の主催する人権教育に関する研修に参加する。	男女平等教育を一層推進するために、全校で都教育委員会作成の人権教育プログラムを活用した校内研修会を実施した。全校の管理職及び主幹教諭等が都教育委員会の主催する人権教育に関する研修に参加した。	B	全校の管理職及び主幹教諭等の都教育委員会主催の人権教育に関する研修への参加とともに、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施する。第五中学校で12月18日に都人権尊重教育推進校・市教育研究奨励校の研究発表を実施する。

10	発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施	児童・生徒の発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を適切に行う。	継続	指導課	人権教育を踏まえ、学習指導要領に基づいた性に関する指導の適正な実施を周知するとともに、小学校の体育(保健領域)、中学校の保健体育の授業の中で、子どもたちの発達段階に応じた指導を行う。	学習指導要領の趣旨を踏まえ、人権尊重の立場から、性教育が適正に実施されるよう校長会等で周知・徹底を図った。小学校の体育、中学校の保健体育の授業の中で、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を計画的に実施した。	B	引き続き、人権教育の視点に立った性に関する指導の適正な実施について、学校への周知・徹底を図る。
----	-------------------------	--	----	-----	---	--	---	---

基本施策3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

(1)メディア・リテラシーの向上

11	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	継続	生涯学習スポーツ課	地域の大学等の協力を得て講座等を開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講座、武蔵野地域五大学共同教養講座1講座などを開催した。	A	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。
				指導課	教職員を対象とした研修を実施し、教職員のリテラシーの向上を図る。また、児童・生徒のメディア・リテラシーを向上させるため、情報モラル教育、携帯電話やインターネットに関する生活指導を行う。	教職員を対象とした研修を実施し、教職員のリテラシーの向上を図った。また、児童・生徒のメディア・リテラシーを向上させるため、指導課が所管するICT教育推進委員会で児童・生徒向けにリーフレットを作成した。	B	引き続き、教職員のリテラシーの向上を図りながら、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。
				男女共同参画担当	計画期間内に市民や関係機関職員向けメディアリテラシー講座を開催する。	該当事業なし。	D	男女共同参画推進事業委託・職員研修でメディア・リテラシーをテーマにした講座を実施予定。
12	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	充実	秘書広報課/男女共同参画担当	・市が発行する刊行物等について、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。(秘書広報課) ・男女共同参画の視点に配慮した「表現の手引き」作成に向け情報収集する。(男女共同参画担当)	まなこ市民編集委員に表現上の留意点を配布し、男女共同参画情報誌を作成するうえでの情報共有を図った。また、各自治体が作成したガイドラインを取り寄せ研究した。また、行政書式における性別記載欄の実態調査を行った。(男女共同参画担当)	C	メディア・リテラシーの職員研修を通じて庁内検討体制を検討する。(男女共同参画担当)

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち（新規：3/継続：21/充実：14）

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

13	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	継続	子ども政策課	11月1日(土)開催の子育てフェスティバルにおいて、パネル展示等により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。	11月1日(土)開催の子育てフェスティバル(来場者809名)において、パネル展示及び啓発資料の配布により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。	A	子ども政策課・生活経済課・市民活動推進課男女共同参画担当・人事課・高齢者支援課と共管で、市内在住・在勤の方へ向けたWLB講演会を開催する。
				男女共同参画担当	「家事場のパパデカラ」をテーマに男性向け講座を開催する。	男性向け講座(全2回)を実施し、男性が家事・育児に携わる上でのパートナーとの関係づくりや男性の家事参画意識の醸成を図った。(延19名参加)	B	
14	「まなこ」でワーク・ライフ・バランスの掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	継続	男女共同参画担当	『まなこ』でマザーズハローワーク等の仕事情報の紹介を掲載する。	『まなこ』は人権特集とした関係で就労関連の紹介が出来なかった。	D	『まなこ』94号で男性の地域参加促進を特集テーマとする予定。

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1)市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進(☆)

15	市内企業の両立支援促進に向けた融資制度やアドバイザー派遣制度等の研究	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を検討するとともに、企業の要請に応じて専門家を派遣するアドバイザー派遣制度を研究する。	新規	生活経済課/男女共同参画担当	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を含む支援について検討するとともに、都労働相談情報センターが実施する専門家派遣事業について周知を図る。(生活経済課・男女共同参画担当)	都労働相談情報センターの実施する専門家派遣についてチラシの配架、市ホームページでの情報提供を行った。(生活経済課)	A	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を含む支援について検討するとともに、都労働相談情報センターの実施する専門家派遣事業の周知を図る。(生活経済課)
				管財課	設計金額5,000万円以上の工事を対象に、5~7件程度の総合評価方式(試行)の実施を予定している。(H26年度予算をもとに想定)	3件の総合評価方式による入札を行った。男女共同参画の推進を評価項目において加点された事業者はいなかった。	C	設計金額5,000万円以上の工事を対象に、3~5件程度の総合評価方式(試行)の実施を予定している。
16	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女共同参画の推進を評価項目に入れ市内企業の育児休業等を促進する。	継続	管財課	設計金額5,000万円以上の工事を対象に、5~7件程度の総合評価方式(試行)の実施を予定している。(H26年度予算をもとに想定)	3件の総合評価方式による入札を行った。男女共同参画の推進を評価項目において加点された事業者はいなかった。	C	設計金額5,000万円以上の工事を対象に、3~5件程度の総合評価方式(試行)の実施を予定している。

17	市内事業所に向けた情報発信の充実(国・都・市の助成制度等の周知)	市内事業所に向けた講座、セミナーを開催し、事業所内啓発・推進役育成や国・都・市の助成制度等の周知を図る。	充実	生活経済課	労働相談情報センター等、関係機関のチラシの配架・配布、市報や市ホームページへの情報掲載を行う。	労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行った。	A	労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。
				子ども政策課	企業向けワーク・ライフ・バランス啓発チラシを作成し、市内事業所に配布する。	実績なし	D	市内事業者の実態把握に努める。
				男女共同参画担当	効果的なセミナー実施に向けて、中小企業の実態について関係機関の情報収集を図る。	実績なし	D	市内事業者の実態把握に努める。
18	両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介	両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介を行うよう検討する。	新規	生活経済課	関連する事業や制度に関するリーフレット等の配架・配布を行う。また、都の実施する「東京ワークライフバランス認定事業」等の広報・紹介を行い、事例の周知に努める。	関連事業や制度のリーフレット等の配架、配布や、都の実施する「東京ワークライフバランス認定事業」の広報を行った。	A	関連事業のリーフレット等の配架・配布を行う。また、都や厚生労働省が実施する認定事業の広報や事例の周知に努める。
				男女共同参画担当	関係機関と連携し、両立支援に取り組む市内企業を「まなこ」で紹介し、WLBの普及を図る。	行動計画を策定している事業者の情報を集めたが、『まなこ』掲載に至らなかった。	D	市内事業者の実態把握に努める。
19	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	継続	生活経済課	労働相談情報センターのチラシの配架・配布、市報や市ホームページへの情報掲載を行う。	労働相談情報センターのチラシを配架、配布、市報や市ホームページへの情報掲載を行った。	A	労働相談情報センター等関係機関のチラシ、リーフレット等の配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行う。

(2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

20	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	充実	人事課	男性育児休業取得者の経験談やアドバイスを庁内で情報共有する機会を設け、男性の育児休業取得を身近に感じてもらえるよう支援する。介護休暇については、制度の周知をはかり、利用しやすくするために制度内容の再検討を行う。	・男性育児休業取得者の経験談をインタビュー記事にして庁内報で3回連載した。 ・介護休暇については、個別に相談に応じ、それぞれの事情に応じた制度の活用について案内した。また、他市の制度内容を把握し、本市の制度の再検討に活かせるかを調査した。	B	・イクボス(部下のワークライフバランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活の両立のマネジメントを実践している上司)の実践談を庁内で情報共有する。 ・介護休暇については、引き続き制度の周知をはかり、利用しやすくするために制度内容の再検討を行う。
21	長時間勤務の是正	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、長時間勤務を是正する。	充実	人事課	・「カエルデー」の月1回の実施や「YY月間」の徹底を呼びかける。 ・年休取得日数が少ない職員を所属長あてに通知し、26年中の年休取得日数が最終的に10日以上になるよう呼びかける。	「カエルデー」や「YY月間」について実施の案内をしたほか、7月に年休取得日数が5日未満の職員を所属長に通知し、年10日以上取得するよう呼びかけた。	A	・前年度と同様、「カエルデー」の月1回の実施や「YY月間」の徹底を呼びかける。 ・年休取得日数が少ない職員を所属長あてに通知し、27年中の年休取得日数が最終的に10日以上になるよう呼びかける。

22	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験者による講演会、職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	充実	人事課	・ファミリーデーを7月に実施し、職員が自らの「仕事と生活の調和」について考える機会を創出する。 ・ワークライフバランスの観点について、専門講師による講習会を実施する。	・ファミリーデーを7月に実施し、参加者は職員22名およびそのご家族30名であった。 ・ワークライフバランスに関する講演会は、東京都市町村職員特別研修や係長会の研修でも行われており、多数の参加者がいたため人事課主催では講演会の実施は見送った。	B	子育て中の職員による座談会を開催し、育児経験や働き方がどう変わったか/どう変えられるかなどのノウハウを共有する機会を創出する。
----	-----------	---	----	-----	--	---	---	---

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

(1)子育て支援施策の充実(☆)

23	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	充実	子ども政策課	・「子育てひろば」、「一時預かり」、「グループ保育」の3つの機能を地域の力で提供する複合型の子育て支援施設「すくすく泉」を7月下旬に開設する。 ・桜堤児童館の0123施設化については、0123施設の機能だけでなく、地域特性に配慮した機能を加えた施設への転用を今後検討していく。	・7月29日、複合型の子育て支援施設「すくすく泉」を開設した。子育てひろば事業により、子育て中の親子の交流や地域交流の機会を提供した。 ・桜堤児童館については、0123施設の機能だけでなく、地域特性に配慮した機能を加えた施設への転用検討を進めた。	B	・桜堤児童館については、第五期長期計画調整計画の動向も踏まえながら、地域特性に配慮した施設への機能の拡充についてさらに検討を進める。
24	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育園における専門職の活用による相談事業などを実施する。	継続	子ども育成課	保育士・栄養士・看護職などの専門職を活用した、相談事業、解放事業・体験保育・各種イベントを各認可保育園において実施する。	出産前からの子育て支援「プレママのひろば」事業や子育て中の親同士の出会いの場としての「あかちゃんひろば」事業を実施するとともに、開放事業や体験保育などの各種イベントを実施した。また、新たに公立2園で地域支援担当を配置し、ほっとタイムなど子育て中の母親が気軽に相談に来れるような事業も開始した。	B	保育士・栄養士・看護職などの専門職を活用した、相談事業、解放事業・体験保育・各種イベントを各認可保育園において実施する。
25	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育て支援団体リーダー研修会など人材育成やネットワーク作りを図り、子育て家庭を支援する。	継続	子ども政策課	子育て支援団体も含め子育て支援者の育成・スキルアップのための研修会を開催するとともに、子育てフェスティバルへの参加を通じた連携、子育て支援(ひろば)事業を行っている施設や団体間のネットワーク(仮称)の構築を進める。	・子育てひろばボラティア養成講座、子育て支援者講演会などの研修会を開催した。 ・11月1日に子育てフェスティバルを開催した。NPOや地域団体など様々な主体が参画し、団体同士がつながるきっかけをつくるイベントとして充実を図った。	B	11月28日に実施予定。基本的には前年度と同様の運営方法であるが、子育て家庭、地域、団体、施設などがつながるとい事業目的の達成のため、実行委員会等を通じて適時適切に改善を図っていく。

26	ファミリーサポート事業への支援	ファミリーサポート事業の機能を有する市内事業所の支援を通じて、子育て家庭の就労継続を支援する。	継続	子ども政策課	27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の方向性や他自治体の実施形態、実施状況を研究しつつ、事業の導入について検討する。	・第四次子どもプラン武蔵野に導入の検討について明記された。 ・ファミリーサポート事業のカリキュラムに対応した講習会を「子育て支援講習会」という名称で、11月に実施した。	C	・本市における他の子育て支援事業(民間事業含む)との整合性の検証。 ・他自治体の実施形態、実施状況の研究。
				子ども育成課	市内でファミリーサポート事業の機能を果たしているNPO法人保育サービスひまわりママに対して、引き続き運営費補助金を交付する。	NPO法人保育サービスひまわりママへの運営補助を実施	A	団体の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としていたため、その目的は達成されたと考え、平成26年度をもって終了する。
27	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターは、子育て世帯に対する経済的支援機能を持たせ、困難ケースへの対応や相談機能を強化していくため課として組織変更を行う。また子育て支援ネットワークの連携を強化していく。	平成26年4月、子ども家庭部の組織改正で子ども家庭支援センターを係から課に変更した。子育て支援ネットワークにおいて所在不明児に関する調査を行い、継続的に発見・把握に努めたほか、養育困難家庭への支援について連携を推進して対応した。	A	子育て支援ネットワークに新たに小規模保育施設、家庭的保育事業施設、グループ保育室、ベビーホテルなどの加入を行い、関係機関との連携強化を進め、児童虐待の防止と養育困難家庭への支援を行う。
28	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとするさまざまな保育ニーズへの対応を推進する。	継続	子ども育成課	発熱等で集団生活が困難な児童を、一定期間、預かり保育を実施している、病児・病後児保育室に支援を実施する。	発熱等で集団生活が困難な児童を一定期間、病児・病後児保育室で預かり保育を実施した。実績:ラポール(病後児)254件(240日)、プチあんず(病児・病後児)616件(243日)	B	発熱等で集団生活が困難な児童を、一定期間、預かり保育を実施している、病児・病後児保育室に支援を実施する。
29	待機児童の解消に向けた多様なサービスの充実	待機児童ゼロに向け、認可保育園や保育ママなどの多様な主体による多様な保育サービスの整備を図る	充実	子ども育成課	子ども・子育て支援新制度における量の確保策にのっとり、今後とも待機児童ゼロを目指し対策を行っていく。	平成27年4月1日開設も含めて認可保育所2園の開設及び1園の増改築、小規模保育事業施設3施設の開設、認証保育所4施設の開設及びグループ保育室1施設の開設により367名の定員増を行った。	B	平成26年度に引き続き、待機児童解消を目指し、多様な施策を実施することにより、ていく。
30	児童施設の機能の充実	「地域子ども館あそべえ」や学童クラブ等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	継続	児童青少年課	児童厚生員が両施設を巡回し、遊びを通じた相談支援機能を高める。学童入会希望者の増加に伴い、施設の整備を進める。	児童厚生員2名があそべえコーディネーターと連携して定期的に両施設を巡回した。学童児童数の増加に伴い学童クラブ3ヶ所の施設整備を行った。	B	児童厚生員の巡回の頻度を増やして両施設の課題への支援を強化する。今後の児童数推移を踏まえて学童クラブ施設の整備を計画的に進める。
31	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	継続	子ども家庭支援センター	支援の必要な家庭が利用できるよう、市報やホームページなどで広報するとともに、妊娠届の提出時にチラシやすくすくを配布するなど周知に努める。	市報、ホームページ、すくすくなどで事業の案内を掲載し、妊娠届の提出時にリーフレットを配布するなど、周知に努めた。	A	引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。

32	「まちぐるみ子育て応援事業補助金」制度の実施	武蔵野市内において、地域の商店会等と連携しながらまちぐるみで子育て家庭を応援する事業の実施団体に対し、補助を行う。	充実	子ども政策課	25年度に採択した2事業(「先輩ママによるBabycafe運営事業」「本でつながる・ひろがる武蔵野の子育て支援」)について、実施団体と連携しながら、推進していく。	2事業について、次のとおり実施した。 ①Babycafe16回開催(延参加61組)、ハロウィンイベント開催(3地域。参加者167名)など ②絵本設置協力店数20か所、おはなし会79回(絵本ピクニック除く)、絵本ピクニック(屋外おはなし会)2回など	B	3か年の事業の最終年度にあたる27年度は、26年度実績の評価委員会を6月に開催し(27年度は実施中ではあるものの)3か年の実績も含めた事業評価を行う。その評価結果をもとに28年度予算の概算要求(3か年)を行う。
33	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	充実	障害者福祉課	新たに放課後等デイサービス事業所などを開設する事業者に対して、開設に係る工事費、備品購入費等を助成することにより参入を促進し、子育て家庭を支援する。	新たに開設した放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、日中一時支援事業所計5か所に対し、開設準備補助を行った。	B	引き続き開設補助を行い、参入を促進していく。

(2)介護支援施策の充実

34	介護に関わる人材の養成と確保	ヘルパーやケアマネジャー等の研修等を実施し人権の尊重に配慮した介護ができる人材を育成する。	継続	地域支援課	居宅介護支援(ケアマネジャー)や訪問介護(ヘルパー)等、福祉・介護に関わる事業所連絡会と連携し、高齢者・障害者の人権を尊重することを意識した研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、訪問看護事業者を対象にした研修を実施した。(地域支援課・高齢者支援課)</li> <li>・ケアマネジャー新任研修会1回(46名参加)、居宅介護支援事業者連絡協議会4回(延462名参加)訪問介護事業者連絡会議4回(延250名参加)、集団指導2回(居宅サービス系178名、施設サービス系56名参加)(高齢者支援課)</li> </ul>	B	居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、訪問看護事業者をはじめ福祉・介護に関わる方を対象に、それぞれの事業所連絡会と連携し、高齢者・障害者の人権を尊重することを意識した研修を行う。
				高齢者支援課	ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を予定している。		A	ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を予定している。また本年は、昨今の介護・看護人材確保の困難さから、介護看護にスポットを当て、介護看護に携わることができるようイベントとしてケアリンピック武蔵野(仮称)の開催を予定している。
				障害者福祉課	視覚、知的障害者ガイドヘルパー養成研修事業(直営及び委託で実施)については、年3回実施し、男女に関らず障害者の支援に意欲を持った介護者を養成する。また、精神ホームヘルパー現任研修(委託)を年1回開催し、人材の資質向上を図る。		B	26年度と同様に開催予定。介護を女性に特化した分野とせず、男性の参加を促す。

35	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	継続	地域支援課	毎月在宅支援連絡会を開催している。同会を通じて、医療・介護・福祉に関する情報共有を行うとともに、緊急医療情報キットや一時入院支援者ガイドラインの普及を開始した。また、リビングウィルについて市民に説明しやすいパンフレットを作成する。	毎月在宅支援連絡会を開催(延べ12回)。医療・介護・福祉に関する情報共有に加えて、緊急医療情報キットや一時入院支援者ガイドラインの普及を進めた。また、リビングウィルについて考えるきっかけづくりとしてのパンフレットを作成した。	A	介護保険法の改正に伴い、在宅支援連絡会は、「在宅医療・介護連携推進協議会」とリニューアルし、介護・医療・福祉関係者の連携を強化する。
				高齢者支援課	地区別ケース検討会で行う事例検討等で、必要な医療知識についての研修を随時行っている。また、26年度は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会との連携をさらに強化するために、4師会から講師を招き地区別ケース検討会合同研修会を開催した。	・地区別ケース検討会で行う事例検討等で、必要な医療知識についての研修を随時行っている。また、26年度は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会との連携をさらに強化するために、4師会から講師を招き地区別ケース検討会合同研修会を開催した。 ・平成26年度から各在宅介護支援センター地域で年1回(計年6回)、全市域地域ケア会議を1回、合計7回の地域ケア会議を開催した。地域ケア会議には医師も出席し、地域関係団体・機関、ケアマネジャー等と「認知症の方を地域で支えるには」をテーマに活発な意見交換が行われた。	A	・平成27年度は、各在宅介護支援センター地域でのケア会議を年2回(計年12回)、全市域地域ケア会議を1回開催する予定。平成26年度同様に、この地域ケア会議には、医師・歯科医師・薬剤師等も出席し、地域包括ケアシステムを意識した多職種協働の連携強化を図っていく。 ・医療ニーズのある重度の要介護認定者等が在宅生活を継続できるように、訪問看護事業所から毎月1回「訪問看護情報提供書」を指定居宅介護支援事業所へ提供する。このことにより居宅介護支援事業者が利用者の医療情報が的確に把握することが可能になることや、在宅医療と介護サービスが一体的に提供されることがさらに推進される。
				障害者福祉課	平成25年度 地域支援課の記載内容(実績として) 毎月在宅支援連絡会を開催し、医療・介護・福祉に関する情報共有を行うとともに、緊急医療情報キットや一時入院支援者ガイドラインの作成を行った。また、地域リハビリテーションシンポジウムを開催し、市民に対し、在宅療養に向けた啓発を行った。	地域支援課主催の在宅支援連絡会に参加し、多職種多機関との情報共有及び障害福祉分野の情報発信を行った。 また、健康課主催の武蔵野市地域医療の在り方検討委員会に出席し、地域における医療連携を協議し、障害分野における医療の課題提起を行った。	B	引き続き在宅支援連絡会をバージョンアップした在宅医療・介護連携協議会及び実務者レベルの連絡会に参加し、職種の壁、男女の差のない協力体制を確立する。

36	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。また、認知症相談や在宅介護支援センター・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに24時間365日の相談体制も強化していく。	継続	高齢者支援課	高齢者支援課配置のサービス相談調整専門員2名を確保し、相談体制を確保する。	第6期介護保険事業計画の策定、平成27年4月介護保険制度改正についての情報提供を事業所向けに年度当初から行ない、全居宅サービス事業所向けに全15回のべ1,146名に情報提供を行ない、回数的にも、内容的にも事業所から好評を得ている。また、苦情相談から事業者への実地指導を行ない、給付の適正化を図った。	A	高齢者支援課配置のサービス相談調整専門員2名を確保し、相談体制を確保する。制度改正後の事業者への指導と、利用者の苦情への対応について、関係機関と連携し行なっていく。
37	在宅サービスの充実により介護家族の負担軽減	同居家族がいなかったり、勤務等をしている場合でも、可能な限り在宅生活が継続できるためのサービスを充実し、介護する家族の負担を軽減する。	充実	高齢者支援課	認知症相談事業や認知症高齢者見守り支援事業等による介護負担軽減、家族介護用品支給事業等による経済的支援など体系的な家族介護支援の実施を継続していく。	認知症相談事業は月3回87件の実績。「認知症を知る月間」で試行的に医師による認知症相談を行い好評を得た。また、認知症見守り支援事業は援助内容を見直し利用者が増加した。平成26年度登録者46人。	A	認知症相談事業は医師による相談事業を本格実施する。その他事業についても引き続き実施し、体系的な家族支援を継続していく。
38	介護家族向け施策の充実	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせた家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	充実	高齢者支援課	各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。	在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター6カ所、合計12カ所を実施。	A	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。

基本施策4 あらゆる分野への女性の参画の推進

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

39	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	充実	男女共同参画担当	年度末の委員選出時期に合わせて、各課に事務連絡を发出し、女性委員の参画割合を高める。	年度末に各課宛てに事務連絡を发出し、庁内推進会議(幹事会)で依頼した。	B	各課宛て事務連絡の发出、庁内推進会議(幹事会)の協議等を行う。
40	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職をめざしやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性リーダー育成研修や講演会の実施、女性の自主研究グループの活動支援等の取り組みを行う。	充実	人事課	キャリアプラン形成の大切さや、女性の管理職挑戦を後押しするため情報共有することを目的として、小グループでディスカッションする場を設ける。	女性の登用の促進に関する研修等に参加した。 ①女性職員交流研究会:2名 ②女性リーダー養成研修:1名 ③「女性活躍推進の考え方とポイント」研修:1名 研修等では、講義やディスカッションなどの演習により女性職員の職場環境整備や次世代リーダーについての理解を深めた。ただし、研修の枠も少なく、参加者が限られることは今後の検討事項である。	B	管理職になるにあたって女性職員が抱く不安や課題の把握に努め、管理職を目指しやすい環境整備への取組みに活かす。 女性のリーダー育成研修等の情報があれば、職員に提供する。

41	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職試験を推奨する。	継続	指導課	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市として女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。	平成26年度の女性の校長・副校長の割合は、36名中15名で41.6%、平成27年度の割合は、36名中17名で47.2%である。	B	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市として女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。
(2) 女性の再就職支援・起業支援								
42	就職・再就職に関する情報収集・提供や支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。またハローワーク・都しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	充実	生活経済課	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で、託児付の再就職支援講座を11月及び翌年3月に実施する。	三鷹市やハローワーク、東京仕事センターとの共催で、託児付の再就職支援講座を11月と3月に実施した	A	三鷹市やハローワーク、東京仕事センターとの共催で託児付の再就職支援講座を12月、1月に実施する。また、東京仕事センターと共催で女性向け再就職サポートプログラム(5日間講座)を2月に実施する。
				男女共同参画担当	幼児を持つ母親向けに就労を含めたライフキャリアを考える講座を開催する。	幼児を持つ母親向けに就労を含めたライフキャリアを考える講座を3回連続で開催し、延べ56人の母親が参加した。また、パラレルキャリア講座も開催し、自己実現・キャリアに興味関心のある34名の女性が参加した。	B	就職や再就職についての支援講座や情報提供を行う。
43	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行う。	継続	生活経済課	市の制度融資の広報、関係機関の情報についての広報を行う。	市制度融資の広報、関係機関の情報について広報を行った。	A	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。
				市民活動推進課	市内に事務所を置く特定非営利活動法人に対し、「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円。15団体に交付予定)市民活動についての情報提供は、市民活動促進事業の他、武蔵野プレイス市民活動支援機能により随時実施する。	「武蔵野市特定非営利活動補助金交付要綱」に基づく補助金は、14団体に対し合計1,576,722円を交付した。市民活動促進事業として、フェイスブック、ブログ及び講座・ワークショップ形式で市民活動に関する情報提供等の育成支援を行った。武蔵野プレイス市民活動支援機能においても市民活動に関する啓発・団体支援などが実施された。	B	平成26年度と同様に、市内に事務所を置く特定非営利活動法人に対し、「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円。)市民活動についての情報提供及びマネジメント力向上等の団体育成支援は、武蔵野プレイス市民活動支援機能が中心となって取り組む。
				地域支援課	ボランティア・福祉団体・NPO法人の活動に対して事業費を助成することによって支援を行う。プレゼンテーションによる審査を行い、ボランティア、市民活動及び福祉活動を主体的に行う団体への支援をする。今年度は、特に「居場所」についての支援を重点的に行う。	平成26年度は39団体に対し、事業費の助成を行った。そのうちの5団体については身近な地域の居場所づくりを目的とした申請であり、立ち上げ段階からの支援を行った。	B	引き続き助成事業を実施することで、地域福祉活動の支援を行うとともに、身近な地域の居場所の立ち上げ・運営の支援を行う。

(3) 女性の地域活動への参画促進

44	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	継続	地域支援課	地域において、課題や支援を必要とする人に対する具体的な支援活動を企画実施する「地域福祉ファンリテーター」の養成に努める。多様な広報を通じて人材を発掘し、毎年15名程度の人材を育成していく。	平成26年度は定員を超える16名の参加があり、地域福祉活動の経験がほとんど無い方や福祉事業所職員の参加もあった。終了後は地域での活動を始めている。	B	引き続き講座を実施予定。多様な広報を通じて地域の潜在的な人材発掘を目指す。
45	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	新規	防災課	自主防災組織が行う訓練や防災講話のなかで、女性の視点を取り入れた避難所運営が行えるよう啓発を行い、意識を高める。また、男女双方の視点から避難所運営手引き作成の検討を行う。	訓練や防災講話のなかでプライベートルームの設置やトイレ、備蓄品など女性の視点を取り入れた避難所運営を行うよう啓発を行った。	B	引き続き自主防災組織が行う訓練や防災講話のなかで女性の視点を取り入れた避難所運営が行えるよう啓発を行い、意識を高める。また、現在作成している発災時マニュアルの避難所運営の中に男女双方からの視点を取り入れ作成を行う。防災関係者等を対象に「女性の視点からの避難所運営(仮)」講演会を男女共同参画担当と共管で開催する。

基本施策5 男性の家庭・地域活動への参画推進

(1)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

46	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	子ども政策課	父親向け育児啓発講座を実施するとともに、市内で活動している父親グループとの連携を図る。	父親向け育児啓発講座を12月、2月に実施した。市内で活動している父親グループも講座に参加してくれたため、一定程度の連携を図ることができた。	B	年2回実施していたものを1回に集約し、より充実した内容にすることで、父親の子育てや教育力の向上を図る。父親グループとの連携も引き続き図る。
				児童青少年課	中学生・高校生リーダー講習会における保育体験にて、男子の参加を促す。	中学生・高校生リーダー講習会のなかで、子どもとの接し方や子どもの特性などの講義を実施した。また、希望者には保育体験を実施した。中学生・高校生リーダー講習会参加者 114名(平成25年度119名)保育体験参加者1名(平成25年度参加者2名)	B	今年度も同様に保育体験を実施し、男子の参加を促す。
				健康課	・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員30人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配布している。	・このとり学級に参加した父親は年間350名であり、事業後に行った父親向けのアンケートでは、「子どもが生まれてからの生活をイメージできた」というご意見を多数いただいた。 ・母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布した。	B	・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員30人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配布する。
47	介護家族向け施策の充実(事業38再掲)	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせ、家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	充実	高齢者支援課	各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。	2月6日に家族介護者向け事業を行う在宅介護支援センターとデイサービス職員の意見交換会を行い、必要な介護家族支援について協議を行った。	A	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。
48	男性の地域活動について「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワークライフ・バランスについての情報提供と啓発活動	男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワークライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	男女共同参画担当	男性のための生活力アップ講座を開催し、具体的な育児参画を促進する。	「男性のための生活力アップ講座」(全2回、延19名参加)を開催し、男性の家事・育児参画の意識啓発とともに地域情報を提供し仲間づくりを図った。	C	まなこ94号で男性の地域活動を集集テーマとする予定。

49	男性の地域参加へのきっかけづくり	男性の地域参加について、「お父さんお帰りなさいパーティ」や男性料理教室等のきっかけづくりとなる情報提供やその後のバックアップを行う。	継続	地域支援課	「お父さんお帰りなさいパーティ」「おとぼサロン」を定期的開催し、主に定年後の男性の地域活動へのきっかけづくりを行う。	平成26年度も6月15日に「お父さんお帰りなさいパーティ」を実施し65名の一般・団体の参加があった。「おとぼサロン」は6・8月を除く毎月開催し、毎回約20名の参加があった。	B	今年度もパーティとサロンを実施予定。より多くの参加を目指し、広報手段やテーマの設定などを検討していく。
				高齢者支援課	男性のための料理教室を実施し、参加者の自主的なグループ作り活動を支援していく。	男性のための料理教室を6回開催。延163人が参加した。	A	引き続き男性のための料理教室を実施し、参加者の自主的なグループ作り活動を支援していく。
				児童青少年課	むさしのジャンボリーの地域指導者として男性の参加を呼び掛ける。	むさしのジャンボリーには、青少協12地区より、男性地域指導者176名が参加した。	A	今年度も同様に各青少協地区より、男性指導者の参加を呼び掛ける。
				生涯学習スポーツ課	大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。	大人のための生涯学習ガイドを1200部発行し、市民施設等で配布するなど情報提供を行った。	A	大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。
50	PTA活動への男性の参加促進	PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	継続	指導課	土曜日等の学校公開を実施するなどして、男性が学校に関わりやすい機会を多く設ける。	土曜日等の学校公開を実施するなどして、男性が学校に関わりやすい機会を設けた。	B	引き続き、PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。
				生涯学習スポーツ課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかけた。26年度男性PTA会長4名。	B	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち（新規：7/継続：34/充実：1）

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市配偶者暴力対策基本計画】

(1) 暴力の未然防止と早期発見（☆）

51	配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見	「こんにちは赤ちゃん訪問」や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の早期発見に努める。	継続	子ども家庭支援センター	早期に相談につながるようにすくすく、市報などの広報誌で相談事業を周知していく。	市報の相談ごとの欄、すくすく、まなこなどに相談事業の案内を掲載し、関係機関との連携により、配偶者等からの暴力の早期発見に努めた。	A	相談事業の周知や関係機関との連携により、引き続き、配偶者等からの暴力の早期発見に努める。
				健康課	生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。	・こんにちは赤ちゃん訪問事業は、高い訪問率を維持しているが、未把握だったり、訪問を拒否したりしたケースについては、乳幼児健診実施時においても状況把握に努めた。 ・各乳幼児健診や相談事業から、家族の相談に対応した。	B	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健診や相談事業から、家族の相談に対応する。

52	若年世代への意識啓発	市民団体と連携し、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。	充実	男女共同参画担当	6月に成蹊大学でデートDV出前講座を実施(約80人参加)。下半期に市内大学1箇所で開催予定。	男女共同参画市民協議会と共催で成蹊大学(86人参加)と武蔵野大学(180人参加)において大学生を中心に公開授業を開催した。デートDVを知らない学生も多く、基礎的な知識や対応などについて広く意識啓発ができた。	A	今後もデートDV出前講座を年間2か所程で実施予定で、27年度は成蹊大学、獣医生命科学大学で実施する。
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	男女共同参画担当	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)にパネル展示を講座を、市民協議会と共催で実施する。	男女共同参画市民協議会と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、武蔵野プレイス・市民会館・市役所でパネル展示を実施。中央図書館と武蔵野プレイスでは、関連図書の特設コーナーも設置された。	B	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)にパネル展示やモラル・ハラスメント講座を開催する。
54	「まなこ」等で広報	男女共同参画情報誌「まなこ」及びヒューマン・ネットワークセンター便り「そよ風」で、DV防止啓発を継続して行う。	継続	男女共同参画担当	「まなこ」「そよ風」でDV相談窓口を毎号周知しているほか、「まなこ」で「人権」に関する特集を予定。	「まなこ」「そよ風」でDV相談窓口を毎号周知した。また「まなこ」93号ではDVやデートDVを切り口にパートナーシップについて特集した。	B	引き続き『まなこ』『そよ風』で相談窓口の広報を行うほか、講座等の紹介などDV防止等の啓発に努める。

(2) 相談事業の充実(☆)

55	女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民活動推進課	前年度同様、月2回(相談枠5枠)の相談日を設ける。引き続き、相談内容に応じた窓口の紹介や他部署と連携を取りながら課題解決を図っていく。	26年度は38件の相談があり、専門のカウンセラーから相談者に対して適切なアドバイスを行った。	A	前年度同様、月2回(相談枠5枠)の相談日を設ける。引き続き、相談内容に応じた窓口の紹介や他部署と連携を取りながら課題解決を図っていく。
56	配偶者暴力に関する相談体制の庁内連携の確立	相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの相談システムを検討する。	継続	男女共同参画担当/子ども家庭支援センター/市民活動推進課	・関係課と検討を行う。(子ども家庭支援センター) ・相談者に対しては、法律相談や女性相談を窓口を案内するとともに、緊急性を要する事案については、警察や子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応していく。(市民活動推進課)	・配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者合同会議を開催し、円滑な連携ができるよう、情報共有を行った。(子ども家庭支援センター) ・相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内し、課題の解決を図った。同事案に関する相談件数は、3件であった。(市民活動推進課)	A	・引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。(子ども家庭支援センター) ・引き続き相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内するとともに、緊急性を要する事案については、警察や子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応していく。(市民活動推進課)
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	継続	子ども家庭支援センター	通訳料、翻訳料の予算措置を行う。	対応時に通訳、翻訳を依頼した。	A	平成27年度についても、通訳の報償金を予算措置した。

58	相談窓口体制の整備	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に合わせて、女性総合相談や子ども家庭課などの相談機能を見直すことにより、市民が相談しやすい相談窓口体制の整備を検討する。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整、密に連携し、支援を行う。	新規	市民活動推進課/ 男女共同参画担当/ 子ども家庭支援センター	・同センター移転に伴い、女性総合相談業務について窓口体制の見直しを検討する。(市民活動推進課・男女共同参画担当・子ども家庭支援センター) ・母子・父子自立支援員、婦人相談員による相談・支援を行う。(子ども家庭支援センター)	・関係3者で移転に向けた相談窓口体制について協議を行い、それぞれ相談の状況等について共有した。(市民活動推進課)	C	・相談者が利用しやすい窓口体制をめざし、引き続き関係課で検討を続ける。(市民活動推進課)
					・母子・父子自立支援員、婦人相談員による相談・支援を行った。相談延件数3,121件(子ども家庭支援センター)	A	・引き続き母子・父子自立支援員、婦人相談員による相談・支援を行う。(子ども家庭支援センター)	
59	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を作成し、市内公共施設等のトイレに貼付・配布するなど、相談窓口等の周知について検討する。 幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	新規	男女共同参画担当	26市「相談カード」作成状況調査を参考に、相談窓口の在り方検討を踏まえ検討する。	関係3者で移転に向けた相談窓口体制について協議を行った。	C	本市の相談カードの事業の構成を検討する。
				子ども家庭支援センター	市報等で相談窓口の周知を図る。	市報の相談ごとの欄等で相談窓口の周知を行った。	A	引き続き、市報の相談ごとの欄等で相談窓口の周知を行う。
60	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京都ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	継続	男女共同参画担当	市民相談担当に、東京都ウィメンズプラザに関する情報提供を行い、男性相談に対応する。	関係課に情報提供するとともに、『まなこ』で東京ウィメンズプラザ男性のための悩み相談窓口の情報を毎月掲載し周知した。	B	東京都ウィメンズプラザ等男性相談に関する情報提供を関係課に行うとともに、『まなこ』に相談先を掲載する。
61	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題点を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取り組みを推進する。	継続	市民活動推進課	HP上で公開されている「よくある質問」(FAQ)のより一層の充実を図りながら、庁内の情報共有に努め、窓口連携を推進していく。	各課に対しては年に1回、新規、修正、削除の呼びかけを行い、情報の共有を図った。26年度末現在、520件の「よくある質問」をHP上で公開している。	A	より一層の充実を図りながら、庁内の情報共有に努め、窓口連携を推進していく。
(3) 安全の確保								
62	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて安全確保を図る。	継続	子ども家庭支援センター	随時、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	東京都や警察等と連携し、10世帯17名の緊急一時保護を行った。	A	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。

63	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	継続	子ども家庭支援センター	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会で研修会等を行う。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者合同会議を開催し、情報共有を行い、被害者支援マニュアルの改訂を行った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
				情報管理課	26年1月より稼働した住民情報システムにおいて、各課にDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を徹底していく。また、セキュリティ研修において、DV情報の共有と保護の重要性について、システムを使用する全職員を対象に説明を行う。	26年1月より稼働した住民情報システムにおいて、各課にDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を徹底した。また固定資産税の共有者に被害者情報を含む場合について、画面をより視覚的に把握できるように改善を行った。また、セキュリティ研修において、DV情報の共有と保護の重要性について、システムを使用する全職員を対象に説明を行った。	A	引き続き住民情報システムにおいてDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を徹底していく。また、セキュリティ研修においては、今年度新たに住民情報システムを使用することになった職員を対象に、DV情報の共有と保護の重要性について、説明を行っていく。

(4) 自立支援

64	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	関係課における被害者の庁内での手続きを円滑に支援するため、定期的に庁内連絡会を開催し、情報共有を図る。	継続	子ども家庭支援センター	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会を必要に応じ開催する。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者合同会議を開催し、円滑な連携ができるよう、情報共有を行った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
65	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	継続	子ども家庭支援センター	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	電話相談、来所面接、同行支援等一貫した支援を行った。配偶者等からの暴力の相談件数255件。	A	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。
66	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性総合相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	新規	男女共同参画担当/子ども家庭支援センター/教育支援課	・女性総合相談や被害者の実態を把握し、カウンセリング機関を含めたしくみづくりを検討する。(男女共同参画担当) ・必要に応じ医療機関等への連携を図る。(子ども家庭支援センター)	・医療機関等と連携し、配偶者等からの暴力によるPTSDなどのケアを行った。(子ども家庭支援センター) ・教育相談の中で必要に応じ助言や適切な相談機関の紹介を行った。(教育支援課)	A	・引き続き、医療機関等への連携を必要に応じ図る。(子ども家庭支援センター)
67	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	継続	男女共同参画担当	関係する課や機関に情報提供等を行う。	東京都等が行う研修など情報提供に努めた。	B	関係する情報について周知する。
				子ども家庭支援センター	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	配偶者暴力が行われている家庭に育つ子どもに対し、関係機関と連携し、心理的なケアを行った。	A	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。
				教育支援課	把握した状況を踏まえ、教育支援センターにおけるカウンセリング、プレイセラピー等の心理的援助を引き続き行っていく。	教育相談における相談者の状況に応じ、関係機関との連携を含めた支援を行った。	A	教育支援センターにおけるカウンセリング・プレイセラピー等の心理的援助を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。

## (5) 推進体制の整備

68	配偶者暴力被害者支援のための庁内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	継続	子ども家庭支援センター	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会を必要に応じ開催し、情報共有等を行う。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者合同会議を開催し、情報共有を行い、被害者支援マニュアルの改訂を行った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
69	東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会(1回)や相談員連絡会(12回)等において、関係機関との情報交換を行った。	A	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。
70	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	新規	男女共同参画担当	相談事業の協議を踏まえ、ヒューマンセンター移転に合わせ検討する。	他市女性センター視察や相談事業の協議を踏まえ、ヒューマンセンター移転に向けた機能について検討した。	B	ヒューマンセンター移転後の業務に就いて検討する。
71	相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女共同参画推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	継続	市民活動推進課	新任研修や人権啓発研修など、人権問題などの基礎的知識を修得するための研修に職員を派遣する。また、市民の人権意識高揚を図るため、人権擁護委員による啓発活動や人権週間におけるパネル展を実施する。	新任研修や人権啓発指導者育成研修に職員を派遣し知識修得を図った。また、12月5日～10日に市役所ロビーでパネル展を行い、啓発を行った、来場者約100人。	A	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣するとともに、市民の人権意識高揚を図るための啓発を人権擁護委員と協力しながら実施する。
				男女共同参画担当	関係課が行う研修会の研修テーマ・講師の検討に際して情報提供を行うとともに、人権に関する研修会を開催する。	特別研修「多様な性を考える」(11月、参加者41名)、職員研修会「男女共同参画社会形成という行政課題」(2月、参加者47名)を開催し、性同一性障害や男女平等をテーマに職員の人権意識を高めた。	A	男女共同参画を推進するため職員研修会を開催する。
				子ども家庭支援センター	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会で研修会等を行う。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者合同会議を開催し、円滑な連携ができるよう、情報共有を行った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有等を行う。
72	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	子ども家庭支援センター	東京都の実施する研修会、母子・婦人相談員連絡会等で、相談担当職員の相談・支援スキルの向上を図る。	ウイメンズプラザ、東京弁護士会の主催する研修会、情報交換会や相談員連絡会に出席し、相談・支援スキルの研鑽に努めた。	A	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。
73	配偶者暴力相談支援センターの設置検討	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討する。	継続	男女共同参画担当/子ども家庭支援センター	関係課と協議し、センター設置の必要性を検討する。(男女共同参画担当・子ども家庭支援センター)	都内の配偶者暴力防止センターの情報収集を行った。	D	都内の情報について注視する。

基本施策2 セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

(1)セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

74	セクシュアル・ハラスメントやストーカー防止のための啓発	さまざまな機会をとおして、事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント防止についての啓発活動を行う。	継続	子ども家庭支援センター/男女共同参画担当	ヒューマンセンターの市民向け講座や「まなこ」発行など啓発に努める。	『まなこ』93号で「より良いパートナーシップを考える」を特集し、暴力の種類を説明し対等で信頼しあえる関係性について問題提起した。	C	女性に対する暴力をなくす運動に合わせハラスメントに関する講演会を開催する。
75	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	新規	子ども家庭支援センター	東京都や警察と連携し、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行う。	警察と連携し、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行った。相談延件数は2件。	A	引き続き、東京都や警察と連携し、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行う。

基本施策3 特別な配慮を必要とする人への支援

(1)ひとり親家庭等への支援(☆)

76	ひとり親家庭自立支援計画(仮称)の策定	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、施策の体系化を図る。	新規	子ども家庭支援センター	第四次子どもプラン武蔵野(平成27~31年度)にひとり親家庭自立支援計画(仮称)の位置づけを検討する。	第四次子どもプラン武蔵野の策定にあたり、「ひとり親家庭自立支援施策の充実」を施策の体系に盛り込み、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に定められる「自立促進計画」と位置付けた。	A	第四次子どもプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。
77	ひとり親家庭への生活支援	各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	児童扶養手当、医療費助成、福祉資金貸付等により、経済的な支援を随時行う。	・対象者に児童扶養手当や医療費助成等を行った。 ・福祉資金の貸し付け対象が父子にも拡大され、市報等で広報を行った。	A	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。
78	ひとり親家庭への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行う。	生活福祉課の就労支援員やハローワークとの連携による就活の支援やホームヘルパーの派遣による就労の支援を行った。利用実績は18世帯、1,013回。	A	「ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業」を実施し、就労支援の強化に取り組んでいく。

79	ひとり親家庭の子どもへの教育支援	就学援助費、教育資金の貸付、子ども体験活動事業等により、子どもへの教育支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行う。	必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行った。又、食育支援事業を開催し、11世帯22名参加。	A	引き続き、必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行う。
				教育支援課	引き続き、要保護児童・生徒並びに経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。経済的理由により就学することが困難な生徒に対して奨学金を支給する制度を継続し、子どもへの教育支援を行う。	平成26年度就学援助費認定者数 ・要保護児童数44人 ・準要保護児童数519人 ・要保護生徒数19人 ・準要保護生徒数275人 要・準合計857人  平成27年度新規奨学金承認者18人 合計50人支給予定	A	段階的な生活保護基準の引下げに伴って就学援助費の認定基準も引き下がるが、本市においては平成26年度の就学援助費の認定基準を平成27年度においても引き続き適用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行う。 奨学金制度に関しても引き続き経済的な理由により就学することが困難な生徒に対して奨学金を支給する予定。
80	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	継続	男女共同参画担当	ひとり親家庭の実態に合った講座や自主グループについて検討する。	実施せず	D	ひとり親家庭のニーズを研究し講座の準備を行う。

(2) 高齢者・障害者の方への支援

81	孤立防止への取り組み	「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」等のネットワークを活用し、市や関係機関、民間事業者等との情報交換・連携により孤立防止に努める。	継続	高齢者支援課	引き続き、孤立防止ネットワーク連絡会議を年2回程度開催し、関係機関に業務の中での見守り、連携強化をお願いし、孤立状態の解消、を目指す。平成26年度は新たに郵便局との協定も締結し、更に関係機関の参加を促進していく。他に、生活機能チェックリスト未回収者への訪問や介護予防講座への案内等により、支援の必要な方への把握を行っており、今年度も継続していく。	孤立防止ネットワーク連絡会議を7月16日、1月21日に開催。消費者被害や防犯などについてもどこにも相談できずに被害が拡大するという点では共通の課題があるため、あわせてこの会議で取り上げた。また、8月より、安全対策課、消費生活センター、地域包括支援センターで周知が必要な防犯・消費者被害・福祉情報を「武蔵野安心・安全ニュース」として隔月で発行した。生活機能チェックリスト未回収者については2,592件を訪問。	A	引き続き孤立防止ネットワーク連絡会議を年2回開催予定。「見守り協定」との関係や連絡会議の目的等を勘案し、会議名称も「見守りネットワーク」に変更する検討や、今年度より生活困窮者自立支援に関する会議も兼ねる形で開催していく。
				障害者福祉課	高齢者支援課が設置した孤立防止ネットワーク連絡会議に定期的に参加し、引き続き関係機関との連携を図る。	高齢者支援課が設置した孤立防止ネットワーク連絡会議に参加した。関係機関との情報共有、連携を図ることができた。関係機関から、気になる市民の相談を受けることが増え、生活状況に留意する機会となった。	A	引き続き連絡会の参加を継続し、情報共有に努める。関係機関に対して、障害者に関する連絡窓口の周知をはかり、孤立しがちな市民の早期発見に努める。

82	虐待防止の対策の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うため、「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、庁内関係課や地域自立支援協議会及び警察・保健所等関係機関との有機的な連携を進め、研修等も実施していく。また、緊急避難用のショートステイを確保し安全確保を図る。	継続	高齢者支援課	障害者福祉課と共管で「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を年2回程度開催し、事例検討等を通して関係機関との連携を進める。また、事業者や民生委員等の市民向けに虐待に関する講演会を開催する。	「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を6月11日、12月3日に開催した。平成26年度は各機関の連携強化のため、講師を招き具体的な事例検討を行った。また、普及啓発については虐待を発見する機会が多いデイサービスケアマネジャー等の事業者職員向けの研修を行った。	A	引き続き「高齢者および障害者虐待防止連絡会議」を年2回程度開催予定。今年度は高齢者支援課、障害者福祉課、子ども家庭支援センターのそれぞれ把握している事例の見直しを行い、対応の検討を行う。
				障害者福祉課	引き続き、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議を定例的に開催し、庁内外問わず関係機関との連携を図っていく。地域自立支援協議会との連携も強化し、市民啓発、支援者研修等を実施していく。	「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を、高齢者支援課と共管で実施。第1回を6月11日(水)に開催し、第2回には、12月3日(水)10時～12時、外部講師を招き事例検討会を行った。虐待についての共通認識をはかり、それぞれの立場における努力と義務を確認した。	A	引き続き、年2回の連絡会を開催し、自立支援協議会権利擁護部会の参加を求める。
83	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護支援センター・地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	継続	生活経済課	消費生活相談の実施(平日9時から午後4時まで)、消費者被害防止の出前講座、消費生活展(10/10,11)、消費者被害防止リーフレットの全戸配布(12月頃)、消費者被害防止街頭キャンペーン(3/24)	消費生活相談は1148件を受けた。出前講座は12回の依頼を受け、延270人に啓発講座を行った。リーフレットは11月15日号の市報配布と同時に全戸配布を行い、悪質商法被害防止街頭キャンペーンは3月24日に、警察、商店会連合会、防犯協会等50名の参加協力を得て吉祥寺駅周辺で実施することができた。	A	前年度と同様に、消費生活相談、出前講座、消費生活展、リーフレット配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを実施する。
				高齢者支援課	年1回「安全対策の情報交換会」を消費生活センター、安全対策課、高齢者支援課、在宅介護支援センター、(公財)武蔵野市福祉公社で実施しており、平成26年度は障害者福祉課も加えて開催する。また、孤立状態は消費者被害等にもつながるため、「孤立防止ネットワーク連絡会議」で消費者被害防止の情報提供等も行っていく。	・孤立状態は消費者被害等にもつながるため、「孤立防止ネットワーク連絡会議」で消費者被害防止等の情報提供交換を行った。 ・消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課の共催で、H26.8から偶数月に「武蔵野市安心安全ニュース」を発行し、民生委員・地域社協等の地域団体や関係機関から声かけや安否確認しながら個別に配布してもらっている。	A	・平成27年度も引き続き、「孤立防止ネットワーク連絡会議」を年2回開催し、消費者被害防止等の情報提供交換を行う。 ・偶数月に「武蔵野市安心安全ニュース」を発行し、民生委員・地域社協等の地域団体や関係機関等と見守り支援体制の強化を図っていく。
				障害者福祉課	消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。	平成26年度においては、啓発講座を受講した団体はなかった。	B	・障害者福祉課が発行する広報誌「つながり」「こころのつながり」を活用し、消費者被害防止の情報提供等を行っていく。 ・引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。

				安全対策課	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護支援センター・地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を引き続き行う。振り込み詐欺等防止用の機器、迷惑電話チェッカーの貸出事業を引き続き行う。	振り込み詐欺による高齢者の被害が後を絶たない。最近では、従来のように金融機関を通じてお金を「振り込ませる」ものに加え、犯人が現金やキャッシュカードを直接自宅等に取りに来る「振り込ませない」振り込み詐欺(いわゆる「受取型」)の手口が増加している。平成26年中のオレオレ詐欺のうち、交付形態別では、振込型が約1割、現金受取型が約9割となっている。有効な対策法として、迷惑電話チェッカー(株ウイルコム提供機器)を無償で貸出(現在まで49台、残り11台)している。	B	迷惑電話チェッカーと同時並行して東京都治安対策本部より、自動通話録音機設置事業に参加し、同機を武蔵野市(30台)と武蔵野警察署(50台)に導入予定。無償貸出を予定中。
84	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	継続	障害者福祉課	だれもがより暮らしやすい地域をめざして、地域において障害理解のための体系的な講習会や教育現場での体験教育を実施する。	市内の小学校、高校、各種事業所など13団体に対し出前講座を実施、延べ1,391人が受講した。	B	出前講座の数が増し、講師の負担が高くなってきたため、講師の数を増やして実施する。

(3) 性同一性障害のある人などへの支援

85	ヒューマン・ネットワークセンターにおける講座	性同一性障害などセクシュアル・マイノリティに関する講座を開催し理解促進を図る。	新規	男女共同参画担当	LGBTX当事者を講師に招いた「多様な性を理解する」講座(6月26日・市補助事業)を男女共同参画フォーラムに合わせて開催する。	男女共同参画フォーラムに合わせ、LGBTX当事者を講師に招き「多様な性を理解する」講座(6月26日・市補助事業、参加者28名)を開催した。職員や教職員向けに特別研修を開催した(参加者41名、小・中学校教育職員5名を含む)。また、まなこ92号では多様な性を特集テーマとし性的少数者への理解を深めた。	A	男女共同参画フォーラムで、講演会「多様な性を理解する2015」を開催予定。また、窓口やヒューマン・ネットワークセンターにレインボーフラッグを飾った。
86	学校教育における個別的支援	性同一性障害などについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、いじめにつながらないよう、教育相談と連携し、配慮する。	継続	指導課	個別的支援が必要な場合は、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、当該児童・生徒の保護者と共通理解を図りながら、個別対応を行うとともに、いじめにつながらないよう、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携して対応する。	人権課題として性同一性障害について正しい認識をもって指導に当たれるよう都教育委員会の人権教育プログラムに基づいた校内研修を実施した。教育支援課と連携し、スクールカウンセラーや市派遣相談員を活用して個別対応を行った。	B	性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、都教育委員会の人権教育プログラムを活用した校内研修を行う。人権教育推進委員会で講師を招いて性同一性障害についての研修会を行う。スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。

基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

(1)各種健康診断の充実

87	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	健康課	乳がん検診については、国の「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」に基づき、対象者(12,643名)に対し無料クーポン券を送付する。 子宮がん検診については、受診期間を拡大し(5月から10月まで)、前年度未受診者へ受診票を送付する。	乳がん検診については、国の「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」に基づき、対象者(12,643名)に対し無料クーポン券を送付、受診者数は1,664名。 子宮がん検診については、受診期間を拡大(5月から10月まで)したほか、期間中未受診者を対象に2月に追加実施した。 前年度未受診者(56,628名)へ受診票を送付、受診者数は5,798名。	B	乳がん検診については、新たなステージに入ったがん検診の総合事業に基づき、生年月日が昭和49年4月2日～昭和50年4月1日の対象者(1,212名)に対し無料クーポン券を送付する。 子宮がん検診については、前年度未受診者へ受診票を送付する。受診票については今年度度より4月末に一斉送付。 検体について、今年度より液状採取法を導入。 今年度より、細胞診の結果ASC-USと判定された例について、当該液状検体を用いてHPV-DNA検査を実施する。
88	子宮頸がん予防ワクチン接種	平成25年4月から定期接種として実施した。対象者への接種効果と副反応について情報提供を行う。	継続	健康課	現在、積極的勧奨が差し控えられているので、昨年に引き続き、対象者へ接種効果と副反応についての情報を提供していく。	現在、積極的勧奨が差し控えられているので、引き続き、対象者へ接種効果と副反応についての情報提供を行った。	B	現在、積極的勧奨が差し控えられているので、引き続き、対象者へ接種効果と副反応についての情報提供を行う。
89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠中の健康管理や安全な出産を迎えるために、「妊婦健康診査」「このとり学級」等を実施、出産後は「こんにちは赤ちゃん訪問」により、母体ケアについての情報提供や産後うつ等の早期発見に努め、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携し継続的な支援を行う。また、母体への理解を深め、子育て参加促進を図るため、父親ハンドブックを配布する。	継続	健康課	・母子手帳申請時に妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成する。 ・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員30人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース ・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・母子手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布する。	・母子健康手帳申請時に、妊婦健診受診票を配布し、妊婦に積極的な健康管理を促した。 ・このとり学級平日クラス・土曜日クラスでは、妊婦581名・父親350名の参加があった。より多くの妊婦および父親に参加してもらえよう、市報や母子健康手帳配布時の案内を続けていく。 ・こんにちは赤ちゃん訪問指導により異常を発見した場合は、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援を行った。 ・母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布した。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取りをし、必要に応じ産婦健診を実施した。	B	・母子健康手帳申請時に妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成する。 ・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員30人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース ・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布する。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取りをし、必要に応じ産婦健診を実施する。

90	健康をおびやかすさまざまな問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	健康課	薬物乱用防止についての啓発品を、駅頭や様々な行事の中で市民へ配布する。エイズや性感染症などについては、ポスターや関係資料を掲示し、情報を提供していく。	薬物乱用防止については、平成26年度は計3回(6月:吉祥寺駅街頭、10月:薬剤師会主催「くすり与健康展」、11月:むさしの青空市)の活動の中で市民向けに啓発グッズを配布した。エイズや感染症については、ポスターやリーフレットを三師会等の関係機関に配布し情報提供を行った。	A	平成26年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。
91	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	健康課	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に春期と秋期に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施する。各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に春期と秋期に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施した。各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)。計436名が参加した。	B	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に秋期と冬期に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施する。各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)

(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

92	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	ヒューマン・ネットワークセンター等で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供や啓発を行う。	継続	男女共同参画担当	男女共同参画フォーラムで女性の健康づくりの一環として「骨密度測定と健康講話」を開催する。また、市民協議会と協働し、出生前診断に関する講座(市委託事業)を開催予定。	「女性のための健康講座」(参加者60名)、男女共同参画フォーラムで健康づくり事業団と連携した「骨密度測定と健康講話」(参加者57名)、男女共同参画市民協議会と協働し「新型出生前診断講座」(参加者25名)を開催した。	A	高齢者女性に向けた健康講座「人生100年時代の自分航海術(仮称)」を開催予定。
----	------------------------	---	----	----------	---	---	---	---

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち(新規:1/継続:9/充実:2)

基本施策1 計画推進体制の拡充

(1)市民参加による男女共同参画の推進

93	むさしの男女共同参画市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女共同参画市民協議会をはじめ男女共同参画登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女共同参画への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	充実	男女共同参画担当	男女共同参画市民協議会に事業委託し講座を行う。また、男女共同参画団体登録(24団体)に対し、団体懇談会や補助事業などを行う。	男女共同参画市民協議会に事業委託し市民自ら考える課題について講座を開催することで、市民の意識啓発を図るとともに団体活動のネットワーク化を促進する。また、男女共同参画推進登録の6団体に対し活動補助を行った。	B	男女共同参画市民協議会に事業委託し、市民ニーズに合った講座を行い、男女共同参画登録団体活動補助事業を行う。
----	--------------------------	--	----	----------	--	--	---	---

94	男女共同参画推進委員会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女共同参画推進委員会を設置運営する。なお、計画改定や計画進行管理など目的に応じた委員会の設置を行う。	継続	男女共同参画担当	推進委員会(全4回)において男女共同参画計画の進捗状況の点検評価を行い、合わせて男女共同参画基本条例制定に向けた協議する。	男女共同参画推進委員会(全4回)において男女共同参画計画の進捗状況を点検評価し、男女共同参画基本条例(仮称)の制定について検討した。	A	推進委員会を設置し男女共同参画計画の進捗状況を点検評価する。
----	----------------	---	----	----------	---	--	---	--------------------------------

(2) 庁内推進体制の整備

95	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女共同参画推進委員会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	男女共同参画担当	庁内推進会議を開催し、男女共同参画計画の進行管理を行う。	庁内推進会議と同幹事会を開催し第二次計画の進捗状況及び第三次計画事業計画の進行管理を行った。	A	庁内推進会議(幹事会)を開催し、第三次男女共同参画計画の進行管理を行う。
96	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女共同参画推進委員会で報告する。	継続	男女共同参画担当	第二次計画最終年の取組状況及び5か年間の事業評価を取りまとめ、庁内会議及び推進委員会の資料とする。	第二次男女共同参画計画の進捗状況調査を実施し、庁内推進会議及び推進委員会に報告するとともに市HPで公表した。	B	第三次計画の平成26年度事業実績及び27年度事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進委員会の資料とする。
97	人材育成の推進	市職員が男女共同参画に関する理解を深め、それぞれの業務について男女共同参画の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	人事課	新任研修の中で男女共同参画に関する研修を行う。また、秋頃に男女共同参画担当と共管で全庁向けの研修を行う。	新規採用職員31名が4月の新任研修一部の中で、男女共同参画担当課長より講話を聴き、基本的な理解を得た。また、全庁職員を対象とする男女共同参画担当との共管で実施した研修では、40名ほどが参加し理解を深めた。	A	新規採用職員を対象に、新任研修一部の中で男女共同参画担当課長より講話を聴き、理解を深める。また1月頃に男女共同参画担当と共管で全庁向けの研修を実施する。
				男女共同参画担当	年度後半に、人権をベースとした男女平等に関する職員研修を予定。	職員研修会「男女共同参画社会形成という行政課題」(参加者47名)、特別研修「多様な性を考える」(参加者41名、小・中学校教育職員5名を含む)を開催した。また新人研修会で男女共同参画研修を初めて行った。	A	新人研修会の実施、職員研修会を実施する。

(3) ヒューマン・ネットワークセンターの拡充(☆)

98	ヒューマン・ネットワークセンターの機能拡充と円滑な移転	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い、配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女共同参画の推進拠点として機能拡充を図る。また、専門性を計画策定や市施策に反映できるよう、組織の在り方等について検討する。	継続	男女共同参画担当	ヒューマンの移転に伴い、「女性相談」に関する関係課と今後の相談事業の在り方について協議する。	移転後のヒューマン・ネットワークセンターで実施予定の女性総合相談の在り方について関係課で協議した。市民会館への移転について、市民会館運営委員会(3回)や利用者懇談会(2回)において説明し利用者からの意見を伺った。	B	移転に向け教育委員会など関係部署と連携し、例規の整備や改修工事等具体的な準備をすすめる。
----	-----------------------------	---	----	----------	--	--	---	--

99	各種講座等の実施	男女共同参画推進に関する課題解決に向けた各種講座を市民団体や関係機関との連携を図り実施する。	継続	男女共同参画担当	ヒューマン・ネットワークセンターで第三次計画に沿った講座について、関係課・機関と連携を検討しながら実施する。	ヒューマン・ネットワークセンター及び男女共同参画市民協議会により、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し男女平等意識の啓発を行った。また子育てフェスティバルにパネル展示で参加した。(12企画16講座延663人参加、託児103人)。	B	ヒューマンセンターで第三次計画に沿った講座を開催する。テーマによって関係課・機関と連携を検討する。
100	講座修了者のフォローアップ支援	ヒューマン・ネットワークセンター講座修了者に団体活動の情報提供を行うなど、市民団体の活性化を図る。	新規	男女共同参画担当	講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う。	講座修了者の希望に基づき、ヒューマン・ネットワークセンターが行う講座等の案内を行った。また、「小さい子供を持つお母さんのための講座」修了者を対象に「同窓会」を開催しフォローアップを行った。	B	引き続き、講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う予定。
101	ヒューマン・ネットワークセンター登録団体の見直し	ヒューマン・ネットワークセンター移転に伴い、男女共同参画センターとしての利用登録団体のあり方について検討・見直しを行う。	継続	男女共同参画担当	ヒューマンセンターの移転に合わせて実施できるよう検討する。	ヒューマン・ネットワークセンター会議室利用登録団体について経過措置として受付継続した。	C	ヒューマン・ネットワークセンターの移転後の利用状況を詰めたうえで説明会を開催する。

(4) 男女共同参画情報誌等の発行

102	「まなこ」「そよ風」の発行(事業5再掲)	男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性を活用できるよう検討する。	充実	男女共同参画担当	「まなこ」「そよ風」を年3回発行する。「まなこ92号編集会議からヒューマンセンター専門囑託の参加を予定している。	まなこ92号より、ヒューマン・ネットワークセンターの専門職員が企画会議に出席した。また、26年度より、そよ風をまなここと駅ラックに配架するようにした。	B	第三次計画の課題に沿ったテーマについて、『まなこ』を年3回、『そよ風』年3回発行する。発行時期を合わせることで、さらなる周知を図る。
-----	----------------------	---	----	----------	--	---	---	--

基本施策2 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討

(1) 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討(☆)

103	庁内検討会の設置	庁内検討会を設置し、事例研究や課題の整理を行い、市民・有識者による検討会設置に向け準備する。	継続	男女共同参画担当	男女共同参画基本条例(仮)に関する他自治体の資料を収集分析等内部検討を進める。	男女共同参画基本条例(仮称)庁内検討会を設置し、男女共同参画推進委員会の意見を参考にし条例制定に向けての課題の整理を行った。(全5回)	A	庁内検討会で検討結果を庁内推進会議・幹事会、推進委員会で報告し共有化を図る。
104	市民・有識者を含む検討会の設置	市民への意識の浸透を図り、施策推進の基本指針とするため、条例制定についての市民・有識者による検討会を設置する。	継続	男女共同参画担当	有識者を含む検討会設置に向けて、庁内調整を行う。	庁内検討会で検討委員会設置にむけた課題の整理を行った。	A	市民・有識者を含む検討委員会を設置する。

武蔵野市第三次男女共同参画計画 数値目標推進状況

基本目標	指標	計画策定時の値	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		H24	H26末	H30		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	9団体	10団体	15団体	男女共同参画週間事業報告書	男女共同参画担当
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	41.1% *1	-	50%	市民意識調査	男女共同参画担当
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	45.9%	48.9%	50%	武蔵野市における委員会等への女性の参画状況調査	男女共同参画担当
	市役所内における女性管理職の割合(%)	6.80%	7.84%	—	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	11.80%	25.00%	15% *3	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	88.20%	100%	100% *3	特定事業主行動計画	人事課
	産前・産後支援ヘルパー事業(回)	1,430回	1,730回	—	子どもプラン武蔵野	子ども家庭支援センター
	病児・病後児保育(人・箇所数)	8人 2か所	8人 2か所	2,637人(延人数) 3か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(幼稚園型)(人・箇所数)	30人 5か所	25人 5か所	67,194人(延人数) 13か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(その他)(箇所数)	5か所	5か所	8,909人(延人数) 7か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	保育提供事業	1,391人 15か所	1556人 17か所	2号(3歳以上)851人 3号(3歳未満)1,066人 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	配偶者暴力防止法を知っている人の割合(%)	76.1% *2	-	80%	市民意識調査	男女共同参画担当
	女性総合相談を知っている人の割合(%)	12.9%	-	40%	市民意識調査	男女共同参画担当
	大学・高校におけるデートDV防止出前講座(校数)	1校	延3校	6校	男女共同参画実施状況調査	男女共同参画担当
	乳がん検診受診率(%)	15.3%	12.4%	50% *4	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	31.9%	31.5%	50% *4	健康推進計画	健康課
基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち	ヒューマン・ネットワークセンターを知っている人の割合(%)	20.6%	-	40%	市民意識調査	男女共同参画担当
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	20.8%	-	40%	市民意識調査	男女共同参画担当

\*1 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年)

\*2 内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成24年)

\*3 目標年次は平成31年度

\*4 目標年次は平成29年度

### 3. 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況

平成27年4月1日現在

#### 1. 議会

No.	名称	平成27年4月1日			平成26年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	市議会	23	8	34.8%	23	8	34.8%	憲法

#### 2. 行政委員会・委員 地方自治法第180条の5に定めるもの

No.	名称	平成27年4月1日			平成26年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	教育委員会	5	3	60.0%	5	3	60.0%	地方教育行政の組織の運営に関する法律
2	監査委員	2	1	50.0%	2	1	50.0%	地方自治法
3	選挙管理委員会	4	3	75.0%	4	3	75.0%	地方自治法
4	農業委員会	15	3	20.0%	15	3	20.0%	農業委員会等に関する法律
5	固定資産評価審査委員会	6	1	16.7%	6	1	16.7%	地方税法
	委員数 小計	32	11	34.4%	32	11	34.4%	

#### 3. 付属機関 法律又は条例で設置しているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3)

No.	名称	平成27年4月1日			平成26年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	公務災害補償等審査会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例
2	個人情報保護審議会	8	2	25.0%	8	2	25.0%	武蔵野市個人情報保護条例
3	情報公開委員会	6	3	50.0%	6	3	50.0%	武蔵野市情報公開条例
4	情報公開・個人情報保護審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市情報公開条例
5	国民健康保険運営協議会	17	4	23.5%	17	4	23.5%	国民健康保険法
6	環境浄化審議会	6	3	50.0%	6	3	50.0%	武蔵野市環境浄化に関する条例
7	生活安全会議	5	0	0.0%	5	1	20.0%	武蔵野市生活安全条例
8	生活安全対策推進協議会	27	5	18.5%	27	5	18.5%	武蔵野市生活安全条例
9	国民保護協議会	28	4	14.3%	28	2	7.1%	武蔵野市国民保護協議会条例
10	国民保護協議会幹事会	18	1	5.6%	18	1	5.6%	武蔵野市国民保護協議会条例
11	防災会議	28	4	14.3%	28	4	14.3%	災害対策基本法・武蔵野市防災会議条例
12	消防団員賞じゅつ金審査委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	武蔵野市消防団員賞じゅつ金支給条例
13	環境市民会議	19	5	26.3%	19	3	15.8%	武蔵野市環境基本条例
14	公害監視連絡委員	13	11	84.6%	13	10	76.9%	武蔵野市公害防止に関する条例
15	環境美化推進員	74	41	55.4%	69	43	62.3%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例

16	廃棄物に関する市民会議	15	4	26.7%	15	4	26.7%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
17	民生委員推薦会	14	7	50.0%	14	7	50.0%	民生委員法
18	介護認定審査会	75	15	20.0%	69	17	24.6%	介護保険法
19	障害者福祉センター運営協議会	14	4	28.6%	14	4	28.6%	武蔵野市障害者福祉センター条例
20	障害支援区分認定審査会	16	8	50.0%	16	8	50.0%	武蔵野市障害支援区分認定審査会条例
21	保健センター運営委員会	12	2	16.7%	12	3	25.0%	武蔵野市立保健センター条例
22	子どもプラン推進地域協議会	19	8	42.1%	19	8	42.1%	次世代育成支援対策推進法および子ども・子育て支援法
23	子育て支援ネットワーク会議	38	13	34.2%	37	14	37.8%	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例
24	青少年問題協議会	31	12	38.7%	31	13	41.9%	武蔵野市青少年問題協議会条例
25	まちづくり委員会	7	1	14.3%	7	0	0.0%	武蔵野市まちづくり条例
26	都市計画審議会	15	4	26.7%	15	4	26.7%	都市計画法
27	建築審査会	5	0	0.0%	5	0	0.0%	建築基準法
28	交通安全対策会議	11	0	0.0%	11	0	0.0%	交通安全対策基本法
29	自転車等駐車対策協議会	15	2	13.3%	15	2	13.3%	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
30	建築紛争調停委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争と調整に関する条例
31	財産価格審議会	9	3	33.3%	9	3	33.3%	武蔵野市財産価格審議会条例
32	奨学金審議会	9	1	11.1%	9	1	11.1%	武蔵野市奨学金支給条例
33	文化財保護委員	10	2	20.0%	10	2	20.0%	武蔵野市文化財保護条例
34	スポーツ推進委員	17	11	64.7%	17	11	64.7%	スポーツ基本法
35	社会教育委員の会議	12	6	50.0%	11	5	45.5%	武蔵野市社会教育委員に関する条例
36	市民会館運営委員会	9	3	33.3%	9	4	44.4%	武蔵野市市民会館条例、同施行規則
	委員数 小計	614	191	31.1%	601	193	32.1%	

\* 26「子どもプラン推進地域協議会」については、平成27年3月末現在

4. その他の審議会等 要綱などにより設置されている長の私的諮問機関等

No.	名称	平成27年4月1日			平成26年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	財政援助出資団体経営懇談会	15	0	0.0%	15	0	0.0%	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会設置要綱
2	第五期長期計画・調整計画策定委員会	10	5	50.0%				武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会設置要綱
3	武蔵野桜まつり実行委員会	21	5	23.8%	21	5	23.8%	武蔵野桜まつり実行委員会設置要綱
4	コミュニティセンター事業費等検討委員会	8	4	50.0%	8	2	25.0%	武蔵野市コミュニティセンター事業費等検討委員会要綱
5	特定非営利活動法人補助金交付審査会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱
6	美術資料収集選定委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市美術資料収集選定委員会設置要綱
7	非核都市宣言平和事業実行委員会	13	4	30.8%	12	4	33.3%	武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会設置要綱
8	男女共同参画推進委員会	6	4	66.7%	12	7	58.3%	武蔵野市男女共同参画推進委員会設置要綱

9	生活安全会議幹事会	17	1	5.9%	17	2	11.8%	武蔵野市生活安全条例施行規則
10	市民安全パトロール隊委員会	15	0	0.0%	9	0	0.0%	武蔵野市市民安全パトロール隊委員会設置要綱
11	ようこそ美しいまち三鷹駅北口委員会	11	0	0.0%	11	0	0.0%	武蔵野市ようこそ美しいまち三鷹駅北口設置要綱
12	ようこそ美しいまち武蔵境委員会	14	2	14.3%	14	2	14.3%	武蔵野市ようこそ美しいまち武蔵境委員会設置要綱
13	ごみ減量協議会	12	5	41.7%	12	6	50.0%	武蔵野市ごみ減量協議会設置要綱
14	ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会設置要綱
15	武蔵野クリーンセンター運営協議会	11	5	45.5%	11	5	45.5%	武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱
16	第三期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会	23	8	34.8%	23	8	34.8%	第三期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会 設置要綱
17	健康福祉総合計画推進会議	9	4	44.4%	12	3	25.0%	武蔵野市健康福祉総合計画推進会議設置要綱
18	社会を明るくする運動実行委員会(実務担当者)	31	15	48.4%	30	13	43.3%	社会を明るくする運動武蔵野市設置要綱
19	地域包括支援センター運営協議会	18	8	44.4%	18	11	61.1%	武蔵野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
20	テンミリオンハウス事業採択評価委員会	9	3	33.3%	9	3	33.3%	武蔵野市テンミリオンハウス事業採択評価委員会設置要綱
21	障害者就労支援センター運営委員	7	4	57.1%	7	4	57.1%	武蔵野市障害者就労支援センター運営協議会設置要綱
22	武蔵野市地域自立支援協議会	10	2	20.0%	10	2	20.0%	武蔵野市障害支援区分認定審査会条例
23	献血推進協議会	22	4	18.2%	22	4	18.2%	武蔵野市献血推進協議会設置要綱
24	市民用病床運営協議会	9	1	11.1%	9	1	11.1%	武蔵野市市民用病床運営協議会設置要綱
25	予防接種対策委員会	6	1	16.7%	7	0	0.0%	武蔵野市予防接種対策委員会規則
26	武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業評価委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%	武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業評価委員会設置要綱
27	青少年善行表彰選考委員会	11	5	45.5%	11	4	36.4%	武蔵野市青少年善行表彰及び奨励事業実施要綱
28	地域子ども館事業企画運営会議	275	250	90.9%	262	237	90.5%	武蔵野市地域子ども館事業企画運営会議運営要綱
29	小学生の放課後施策推進協議会	12	5	41.7%	12	5	41.7%	武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会設置要綱
30	子どもを守る武蔵野連絡会	17	10	58.8%	16	5	31.3%	武蔵野市子どもを守る武蔵野連絡会設置要綱
31	武蔵野市開かれた学校づくり協議会	139	80	57.6%	141	76	53.9%	武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱
32	学校給食運営委員会	98	71	72.4%	101	70	69.3%	武蔵野市学校給食運営委員会規則
33	特別支援教育就学支援委員会	32	18	56.3%	34	24	70.6%	武蔵野市特別支援教育就学支援委員会設置要綱
34	通級判定委員会	19	7	36.8%	19	9	47.4%	武蔵野市通級判定委員会設置要綱
35	学校保健委員会(幹事会)	15	10	66.7%	19	12	63.2%	武蔵野市学校保健委員会設置要綱
36	学校施設開放運営委員会	82	72	87.8%	84	73	86.9%	武蔵野市学校施設の開放に関する条例施行規則
37	図書館運営委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%	武蔵野市図書館運営委員会設置要綱
	委員数 小計	1020	621	60.9%	1011	605	59.8%	

## 4. 都区市町村の議会・委員会等の女性比率

基準日 平成13～15年:3月31日(職員割合のみ4月1日)、平成16年～:4月1日

(単位:%)

	都区市町村	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
議会	武蔵野市	23.3	25.0	25.0	26.7	26.7	26.7	23.1	23.1	23.1	25.0	25.0	34.6	34.6	34.8
	東京都	15.0	15.0	15.2	15.6	17.1	17.3	17.5	17.6	17.6	18.9	19.0	20.2	20.0	20.0
	区	19.5	19.7	20.6	21.5	21.8	21.9	24.1	24.7	25.0	24.8	24.6	26.1	25.7	26.0
	市	23.0	23.3	23.8	23.3	23.4	23.0	23.7	23.6	23.7	24.7	25.3	25.8	26.4	26.4
	町村	6.9	7.0	7.1	10.2	10.2	11.6	10.3	9.6	9.6	9.6	9.9	10.2	9.6	9.8
行政委員会	武蔵野市	22.2	16.7	16.7	20.0	20.0	14.3	14.3	17.1	17.1	20.0	22.9	22.9	25.7	31.4
	東京都	6.4	7.3	7.2	6.4	7.7	6.6	7.7	***	13.0	12.1	10.9	***	10.9	10.9
	区	12.7	12.1	13.9	11.8	12.4	12.5	11.4	13.0	13.3	14.1	14.1	16.1	17.0	16.7
	市	10.3	10.6	11.4	10.8	10.0	11.3	10.5	11.4	11.9	12.0	12.1	11.6	12.0	12.4
	町村	14.8	13.7	14.6	13.3	14.2	16.0	16.2	16.0	17.3	14.8	16.0	16.9	16.8	14.3
付属機関	武蔵野市	44.8	45.6	44.2	46.9	45.0	43.9	36.7	35.1	34.5	33.7	34.3	33.0	30.7	32.1
	東京都	12.8	17.5	15.7	22.1	23.0	23.4	***	***	23.1	23.1	24.9	24.9	24.9	***
	区	21.1	20.5	21.9	24.0	23.8	24.5	24.1	25.5	25.0	25.0	25.0	25.5	25.8	27.1
	市	29.3	30.2	31.0	31.7	31.3	30.0	28.4	28.0	29.0	28.9	28.5	27.6	28.7	29.2
	町村	16.0	19.3	17.3	19.7	19.9	21.9	17.4	18.7	19.0	19.1	19.4	19.0	19.9	20.3
その他の審議会	武蔵野市	70.0	68.5	63.1	63.9	64.3	66.1	64.5	64.8	65.8	65.9	65.5	55.4	60.1	59.6
	東京都	50.9	34.8	32.7	21.6	21.6	20.7	***	***	17.7	16.9	17.6	17.6	17.6	***
	区	31.6	33.7	33.8	31.6	33.4	34.2	34.5	34.7	35.0	35.0	34.2	34.1	33.6	33.8
	市	38.7	35.0	35.9	43.9	42.8	43.8	43.5	42.0	42.0	41.7	43.7	37.8	37.6	30.3
	町村	24.8	17.2	29.7	39.6	40.7	39.2	36.6	35.0	33.4	33.2	30.7	32.3	31.7	29.0
職員	武蔵野市	41.4	41.4	41.4	41.6	41.9	42.3	43.5	44.1	44.6	45.3	46.0	46.2	46.7	47.0
	東京都	32.5	***	32.4	32.1	32.5	36.3	36.8	37.3	37.8	38.9	39.2	39.1	39.1	***
	区	51.9	53.3	52.8	54.0	54.0	52.5	52.5	52.7	52.8	53.1	53.0	53.3	53.2	52.9
	市	39.8	37.9	38.3	38.8	39.0	39.3	39.7	39.3	41.3	41.7	42.2	42.9	43.5	43.6
	町村	37.0	34.0	34.0	33.0	33.7	32.9	32.9	32.7	32.2	33.4	34.2	33.2	34.0	33.9

参考資料: 区市町村男女平等施策推進状況調査(東京都生活文化局)

## 5. 武蔵野市の職員の女性比率

基準日	職員数				部課長			課長補佐			係長			主任			主事			採用		
	年月日	男	女	計	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女
27.4.1	497	453	950	47.6%	94	9	8.7%	66	46	41.0%	91	44	32.6%	143	201	58.4%	103	153	59.8%	6	15	71.4%
26.4.1	506	448	954	47.0%	94	8	7.8%	66	47	41.6%	85	38	30.9%	145	190	56.7%	116	165	58.7%	16	15	48.4%
25.4.1	510	447	957	46.7%	97	7	6.7%	67	48	41.7%	84	38	31.1%	136	184	57.5%	126	170	57.4%	11	13	54.2%
24.4.1	521	448	969	46.2%	95	5	5.0%	67	47	41.2%	83	33	28.4%	147	191	56.5%	129	172	57.1%	12	12	50.0%
23.4.1	536	456	992	46.0%	92	4	4.2%	67	40	37.4%	85	38	30.9%	161	187	53.7%	131	187	58.8%	9	14	60.9%
22.4.1	557	462	1019	45.3%	87	3	3.3%	59	25	29.8%	96	55	36.4%	179	176	49.6%	136	203	59.9%	16	15	48.4%
21.4.1	573	461	1034	44.6%	87	4	4.4%	63	18	22.2%	99	56	36.1%	183	174	48.7%	141	209	59.7%	12	22	64.7%
20.4.1	588	463	1051	44.1%	85	4	4.5%	65	17	20.7%	106	42	28.4%	187	183	49.5%	145	217	59.9%	17	21	55.3%
19.4.1	607	468	1075	43.5%	86	7	7.5%	65	15	18.8%	106	38	26.4%	176	180	50.6%	174	228	56.7%	6	14	70.0%
18.4.1	629	461	1090	42.3%	83	4	4.6%	59	12	16.9%	110	36	24.7%	187	179	48.9%	190	230	54.8%	5	12	70.6%
17.4.1	651	469	1120	41.9%	95	3	3.1%	62	10	13.9%	113	42	27.1%	192	187	49.3%	189	227	54.6%	7	15	68.2%
16.4.1	617	440	1057	41.6%	70	1	1.4%	59	9	13.2%	96	38	28.4%	181	157	46.4%	211	235	52.7%	23	17	42.5%
15.4.4	628	444	1072	41.4%	76	2	2.6%	68	8	10.5%	97	39	28.7%	189	160	45.8%	198	235	54.3%	10	6	37.5%
14.4.1	636	450	1086	41.4%	77	2	2.5%	57	7	10.9%	104	34	24.6%	181	164	47.5%	217	243	52.8%	10	12	54.5%
13.4.4	657	464	1121	41.4%	87	2	2.2%	48	6	11.1%	105	21	16.7%	149	150	50.2%	268	285	51.5%	4	6	60.0%
12.4.4	682	468	1150	40.7%	91	2	2.2%	45	7	13.5%	93	18	16.2%	160	144	47.4%	293	297	50.3%	5	5	50.0%
11.4.5	700	475	1175	40.4%	93	2	2.1%	49	8	14.0%	94	14	13.0%	150	141	48.5%	314	310	49.7%	12	8	40.0%
10.4.3	710	472	1182	39.9%	93	1	1.1%	49	9	15.5%	86	14	14.0%	155	133	46.2%	327	315	49.1%	13	11	45.8%

\*平成16年までは派遣・休職を除く

平成26年度  
武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書

平成27年8月

発行 武蔵野市  
編集 市民部市民活動推進課 男女共同参画担当  
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28  
TEL 0422-60-1869